

宿日直許可申請に向けての勤改センターの支援

大阪府医療勤務環境改善支援センター 森 章

1

①医師の働き方改革 ・時間外労働の上限規制

2

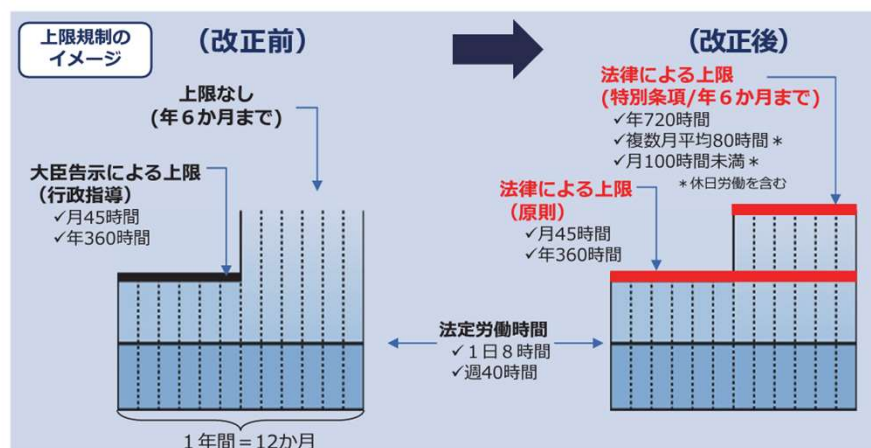
労働時間法制について

- 使用者は、1週間に、40時間を超えて労働させてはならない。（労働基準法第32条）
- 使用者は、1日に、8時間を超えて労働させてはならない。（労働基準法第32条）
- 上記時間を超えて労働する場合は、36協定を締結し監督署に届出をすることにより時間外休日労働は可能となる。（労働基準法第36条）

3

時間外労働の上限規制

改正労働基準法2019年4月施行



厚生労働省「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」から

4

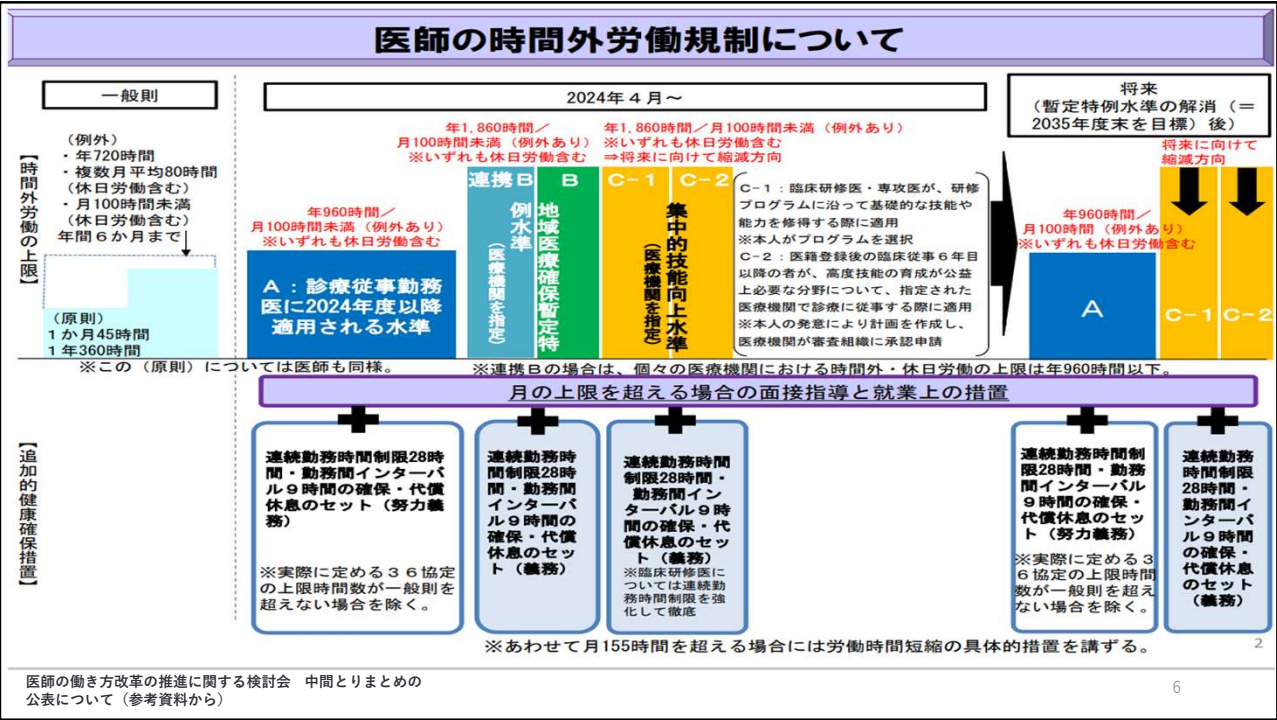
医師については、上限規制の適用が猶予

● 以下の事業・業務については、上限規制の適用が5年間猶予されます。

事業・業務	猶予期間中の取扱い (2024年3月31日まで)	猶予後の取扱い (2024年4月1日以降)
建設事業	上限規制は適用されません。	●災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。 ●災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。
自動車運転の業務		●特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。 ●時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。 ●時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は適用されません。 具体的な上限時間は今後、省令で定めることとされています。
医師		上限規制がすべて適用されます。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	時間外労働と休日労働の合計について、 ✓月100時間未満 ✓2～6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。	上限規制がすべて適用されます。

厚生労働省「時間外労働の上限規制わかりやすい解説」から

5



6

②宿日直許可申請

・大阪勤改センターの支援

7

労働基準法41条の規定に基づき、監督署の許可を得れば、その限りにおいて同法の労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用が除外される。



- 宿日直の許可をとることで**宿日直中は、労働時間としてカウントしない。**
- 休憩や休日を与える必要はない。

8

(時間計算)

第三十八条 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については**通算**する。



宿日直の許可をとることで労働時間としてカウントしないから**通算はされない**。

9

B 病院から A 病院への宿直医師の派遣
(労基則第23条関係)

別紙①

A 病院
甲 D r. 昼勤
乙 D r. 昼勤

B 病院
丙 D r. 昼勤

宿直 (則23条)
甲 D r.
乙 D r.
丙 D r.

← 昼勤と宿直の労働時間の通算はしない

← 夜から A 病院で宿直勤務

← 昼勤と宿直の労働時間の通算はしない

本来の業務とは別に宿日直勤務をする者については規則23条が適用される。
(昭34.3.9 33基収6763号)

B 病院での昼勤と A 病院での宿直は全体として一体として考えるので、宿日直勤務を本来の業務とする断続的労働 (則34条 様式14号) には該当しない。

労働基準監督署へ則23条断続的な宿直 (様式10号) で申請
この例では1回の宿直人数3人で申請

10

例えば、年間の時間外・休日労働が1500時間を超えている医師がいる場合

- 宿直15時間を週1回はいる⇒月4週として15時間×4＝60時間
- 月60時間×12月＝年間720時間
- 1500時間-720時間＝780時間
- 宿日直許可を取ると年960時間以下となりA水準でいける。
- 裏を返せば宿日直許可を取っていないので、年間の時間外・休日労働時間が1500時間になる。

11

断続的な宿日直の許可基準について

○断続的な宿日直の許可基準（医師、看護師等の場合）※R1基発0701第8号

・医師等の宿日直勤務については、前記の一般的な許可基準に関して、より具体的な判断基準が示されており、以下の全てを満たす場合には、許可を与えるよう取り扱うこととされている。

- ① 通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。
(通常の勤務時間が終了していても、通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。)
- ② 宿日直中に従事する業務は、前述の一般の宿直業務以外には、特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務に限ること。
例えば以下の業務等をいう。
・医師が、少数の要注意患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等（軽度の処置を含む。以下同じ。）や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
・医師が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間（例えば非輪番日など）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
・看護職員が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間（例えば非輪番日など）において、少数の軽症の外来患者や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
・看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと
- ③ 宿直の場合は、夜間に十分な睡眠がとり得ること。 ※R1基発0701第8号で業務の例示を現代化
- ④ 上記以外に、一般の宿日直許可の際の条件を満たしていること。

※宿日直の許可は、所属診療科、職種、時間帯、業務の種類等を限って得ることも可能（深夜の時間帯のみ、病棟宿日直業務のみも可能）

※R1基発0701第8号で取扱いを明記

輪番日以外の日なども可能です

○宿日直中に通常勤務と同態様の業務が生じてしまう場合

・宿日直中に、通常と同態様の業務（例えば突発的な事故による応急患者の診療又は入院、患者の死亡、出産等への対応など）がまれにあり得るとしても、一般的には、常態としてほとんど労働することがない勤務と認められれば、宿日直の許可は可能である（宿直の場合には、夜間に十分な睡眠が取り得るものであることも必要。）。

・なお、許可を受けた宿日直中に、「通常と同態様の業務」がまれに行った場合、その時間については、本来の賃金（割増賃金が必要な場合は割増賃金も）を支払う必要がある。

4

宿日直の回数

- 許可の対象となる宿直又は日直勤務回数について

宿直勤務→週 1 回

日直勤務→月 1 回

が限度です。

よって宿日直の勤務に就くことのできる医師は最低 7 名程度必要です。

13

断続的な宿日直許可とは

- 手待ち時間が多い
- パラパラと患者がくる程度。
- 問診等による診察 ≠ 応急患者の診療

14

医師の協力が欠かせない

- 通常の勤務が継続していない
- 特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務（問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認）
- 手待ち時間が多く、パラパラと患者がくる程度
- 十分な睡眠がとり得る

これらを証明する必要がある

15

大阪勤改センターの支援ツール

宿直時間の業務状況調査	
月 日 () 氏名:	宿直時間 : ~
【記載例】	17:00 18:00 19:00 20:00 21:00 22:00 23:00 0:00 1:00 2:00 3:00 4:00 5:00 6:00 7:00 8:00 9:00
病棟診療	① 患者診察等 (軽度or軽度の処置を含む) → 22:00 → 23:00 → 8:00 ② 看護師への指示、確認 → 22:00 → 23:00 ③ ①以外の手術・処置等 → 20:00 → 21:00 ④ その他の業務 → 8:00 → 9:00
外来診療	① 患者診察等 (軽度or軽度の処置を含む) → 18:00 → 19:00 ② 看護師への指示、確認 → 22:00 → 23:00 ③ ①以外の手術・処置等 ④ その他の業務 → 19:00 → 20:00
仮眠・休息時間	→ 19:00 → 20:00 → 21:00 → 22:00 → 23:00 → 0:00 → 1:00 → 2:00 → 3:00 → 4:00 → 5:00 → 6:00 → 7:00 → 8:00 → 9:00
【備考】診療行為の名称、処置内容、所要時間等ご記入ください。 ① 緊急時患者診察 (28分) ② 仮介伏作成 (8分) ③ ドレーン入替 (45分) ④ 血圧変動診察 (11分) ⑤ 追加処方指示 (3分) ⑥ 入院時PCR検査 (7分) ⑦ 高齢患者死亡確認 (13分) ⑧ 死亡診断書作成 (10分)	

宿日直許可申請とインターバルとの関係

19

医療機関が宿日直許可を取りたい上位4つの理由

- B・C水準では連続勤務時間制限や勤務間インターバルという追加的健康確保措置が義務となり、時間管理が面倒になる。出来るだけ宿日直許可を取ることで、A水準の960時間におさめたい。
- B・C水準の1860時間におさめたいが、宿日直許可を取らないとおさまらない
- 宿日直許可のある宿日直に連続して9時間以上従事する場合は、9時間の連続した勤務間インターバルが確保されたものとみなされる。
- 大学病院、地域支援病院等が医師を派遣し易くするために、派遣先病院（市中病院）においても宿日直の許可を取りたい。

20

勤務パターン別の連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制等の適用イメージ

(7) 日中は主たる勤務先のA病院で勤務し、移動を挟んだ後に副業・兼業先のB病院の宿直に勤務する場合

○ 主たる勤務先の病院Aと副業・兼業先のB病院との間で調整し、以下を満たすように勤務シフト等を組む必要がある。

- ・B病院で宿日直許可のある宿日直に従事する場合は、A病院における始業①から24時間以内にB病院において9時間(以上)の宿日直許可のある宿日直に従事すること(図1)
- ・B病院で宿日直許可のない宿日直に従事する場合は、A病院における始業①から46時間以内に18時間(以上)の連続した休息時間を確保すること(図2)

※図1について、A病院での始業①から24時間以内に、B病院において9時間(以上)の宿日直許可のある宿日直に従事すれば、当該宿日直の開始(始業②)についても、当該宿日直が始業②から24時間以内に含まれることとなるため、勤務間インターバルを満たすこととなる。

※図2について、A病院での始業①から46時間以内に18時間(以上)の連続した休息時間を確保すれば、B病院における宿日直許可のない宿日直の開始(始業②)及びA病院に帰院後の業務の開始(始業③)についても、当該休息時間が始業②及び始業③から46時間以内に含まれることとなるため、勤務間インターバルを満たすこととなる。

第13回医師の働き方改革の推進に関する検討会 資料から

図1

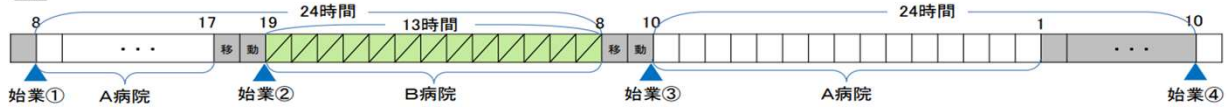
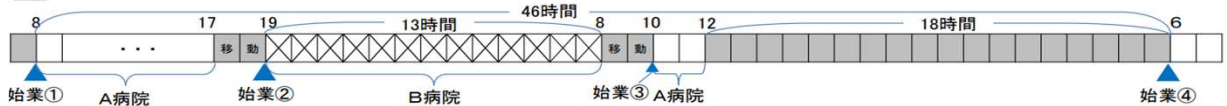


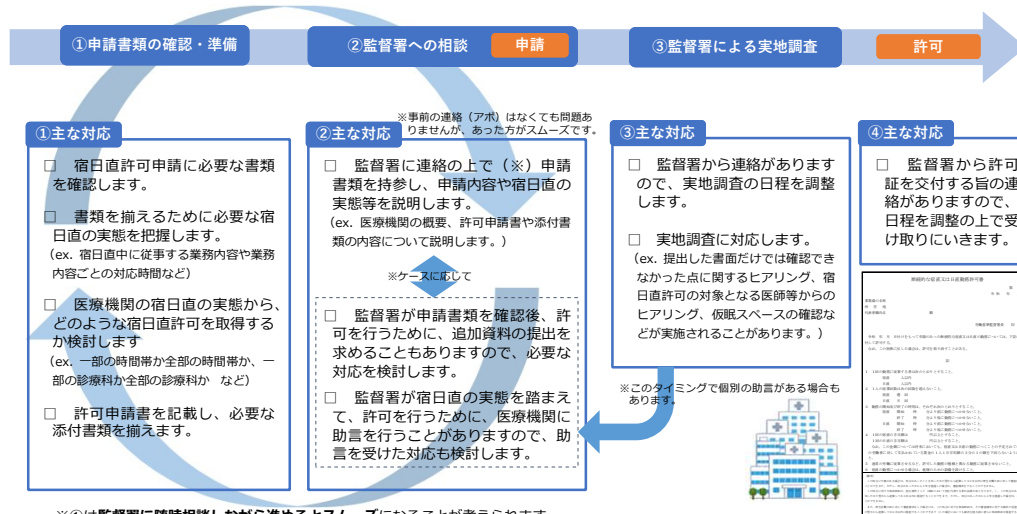
図2



(凡例) □ : 労働時間 □ : 休息時間 ■ : 宿日直許可のある宿日直の時間 ▨ : 宿日直許可のない宿日直の時間

22

医療機関から見た宿日直許可に向けた取組フロー（イメージ）



※①は監督署に随時相談しながら進めるとスムーズになることが考えられます。

※①～③を通じて、各都道府県の医療勤務環境改善支援センターにも相談しながら進めるとスムーズになることが考えられます。

※申請から許可（不許可）までの期間は、申請関係書類の不備の有無、実地調査の日程調整の状況、追加の確認事項の有無など、個別の事情によって異なります。時間的余裕を持った事前の相談及び申請を心掛けてください。

24

勤改センターによる宿日直許可申請に関する支援

医療機関の宿日直許可申請に関する支援が最優先課題の1つ。

勤改センターとは

- ◇ 医療勤務環境改善支援センター（勤改センター）は、**医療機関の勤務環境改善に関して総合的・専門的な支援を行う体制として、各都道府県が設置**しています（改正医療法（平成26年10月施行）に基づき、平成29年3月末時点で全都道府県に設置）。
- ◇ **都道府県が直接運営**しているセンターのほか、**県医師会や病院協会等の医療関係団体、社会保険労務士会等の団体が委託を受けて運営している**場合があります。
- ◇ 勤改センターには、医療労務管理アドバイザー（社会保険労務士等）や、医療経営アドバイザー（医療経営コンサルタント等）が配置され、連携しながら**医療機関の勤務環境改善や医師の働き方改革の取組を支援**しています。

勤改センターが行う宿日直許可に関する支援（例）

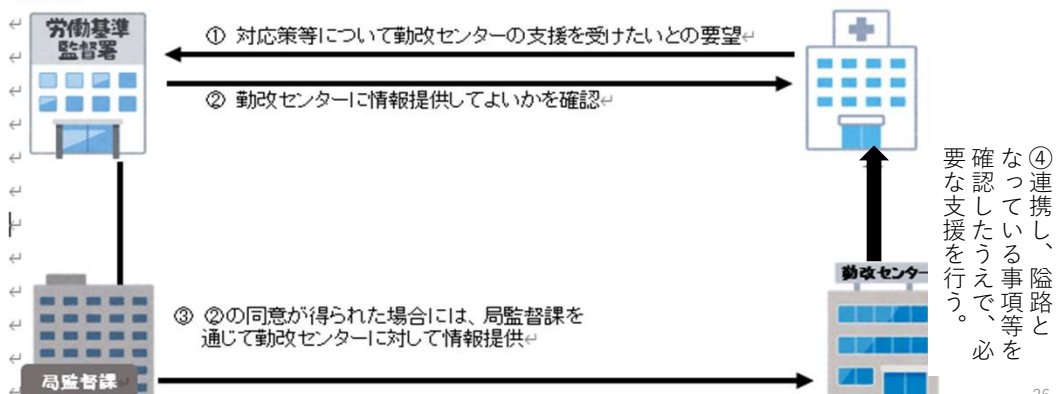
相談支援	労働局への照会	許可申請時の支援
◆ 医療機関向けのセミナーの開催 ◆ 宿日直許可制度や申請手続きに関する説明、助言 等 ◆ 医療機関訪問による個別支援（医療機関の状況を踏まえた申請方法、申請書類の準備に関する助言等） 	◆ 医療機関からの希望に応じて、照会したい事項を都道府県労働局監督課（労働基準監督署）へ個別照会（匿名による相談も可能） 	◆ 医療機関からの希望に応じて、宿日直許可の申請を行うに当たって同席する。 ⇒ 監督署の担当官からの説明、質問等とともに聞き、内容等を医療機関にわかりやすく伝える など 

25

申請後

- ・署が医療機関に対して申請内容の詳細を照会し、また、許可基準に適合しない部分の指摘を行う中で、医療機関が許可基準に適合した申請内容とするための対応策の検討に当たって疑義が生じた場合
 - ・医師の宿日直許可の申請を一旦取り下げることとなった後において、医療機関が許可基準に適合した申請内容とするための対応策の検討に当たって疑義が生じた場合
- ⇒署は、当該医療機関に対して、署に相談し疑義を解消するための助言を求めることが可能である旨を案内するとともに、必要に応じて、勤改センターが支援を行っていることを教示する。

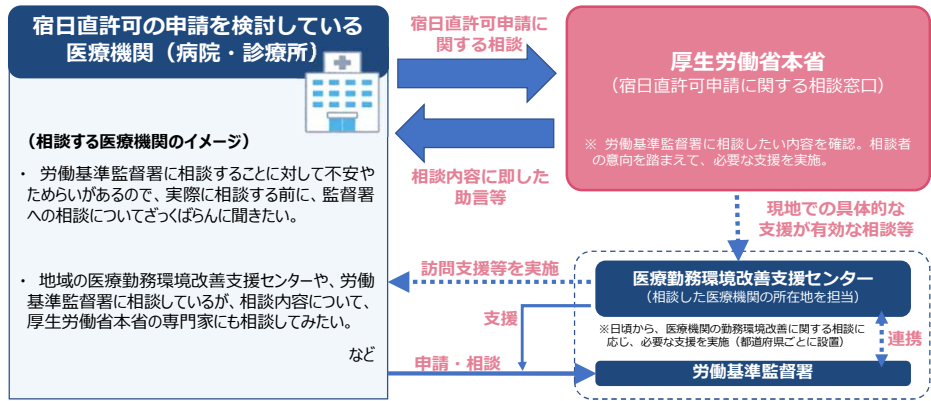
〈教示後〉



26

医療機関の宿日直許可申請に関する相談を受け付ける窓口の設置

- ◇ 令和4年4月から、医療機関の「宿日直許可申請」に関する相談窓口を厚生労働省に設置
 - ◇ 受け付けた相談については、厚生労働省本省で検討の上、回答
- ※ 訪問による支援が適切な相談など、現地での具体的な支援が有効な相談については、相談者の意向も踏まえ、厚生労働省本省経由で医療勤務環境改善支援センター（医療労務管理アドバイザー）が必要な支援を実施



27

宿日直許可に関するFAQ/許可事例等の周知

- Q. 労働基準監督署は怖いイメージがあります。担当職員の方は優しく対応してもらえますか。
- A. 労働基準監督署に対しては、宿日直許可申請に関する相談があった場合には、医療機関の実情を踏まえて、寄り添いながら丁寧な対応をするよう指示をしています。引き続き、安心してご相談いただけるように努めていきます。なお、お困りの際には、医療勤務環境改善支援センターや本省の相談窓口も活用いただくことが可能です。

事務連絡
令和4年7月29日

都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）長 殿
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労働条件政策課

医療機関の医師の宿日直許可に関する取扱いについて

2 医療機関に対応する際の留意点について

医療機関については、医師の宿日直許可の取得可否への不安から、署への相談になかなか踏み出せない現状があるとの指摘もある。引き続き、勤改センターと連携しながら、医師の宿日直許可申請に関する医療機関の不安を解消できるように取り組むとともに、署におかれても、医療機関が安心して相談できるよう、よく医療機関の実情を伺いながら、その実情を踏まえて、寄り添った対応をいただきたいこと。

○医療機関の宿日直許可申請に関するFAQ・許可事例等を公表しています。

https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621_02.pdf
https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

===== 宿日直許可事例の例 =====

ICU、救急

【ポイント】救急等でも対象業務が「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」であれば許可される場合がある。

救急指定の別	二次救急病院		
病床数（病院全体）	350床	労働者数（病院全体）	900人
許可取得した診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急診療科、病理診断科、精神科		
宿日直許可の対象医師数	勤務医44人		
許可取得した宿日直勤務時間帯	宿直（週1回）：18時～翌9時 日直（月1回）：9時～18時		
許可を取得した業務	ICU（集中治療室）の非常事態に備えての待機、処置確認、呼出対応		
労基署の調査概要	最大収容患者数4人のICUにおいて、 ・1日1回、看護師が実施した投薬等の記録をチェックし、主治医の指示どおりの措置がなされていることを確認する「処置確認」（約2分） ・月1回程度、看護師から呼出を受け、急変患者の容態を確認し、主治医又は専門医に連絡を取るかどうかの判断のみを行う「呼出対応」（約20分） 休日・夜間の急患には夜間医師が対応し、宿日直勤務医による対応なし。		

（注）あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

28

事務連絡
令和4年7月29日

都道府県労働局
雇用環境・均等部（室）長 殿
労働基準部長 殿

抜粋

記

- 1 FAQを踏まえた医療機関への丁寧な説明について
- 全国における対応の斉性を確保するため、勤改センター及び署におかれ
ては、あらかじめFAQの内容をよく御了知いただき、医療機関から医師の宿
日直許可申請に関する相談があった場合には、FAQに記載の内容を含め、医療
機関の個別の状況に応じて丁寧な説明を心がけていただきたいこと。
- 特に、医師の宿日直許可について、医療機関の関心が高いと考えられる以下
の（１）から（５）の点に留意いただきたいこと。
- （１）依然として、医療機関には、「救急」や「産科」であることだけを理由
に医師の宿日直許可の対象にならないといった誤解が見られることから、
必要な場合には、許可事例等も活用しながら、実際に「救急」や「産科」
の場合に許可を取得しているケースがあることを説明いただきたいこと。

29

医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口と支援（まとめ）

宿日直許可申請に関して、医療機関の状況に応じた重層的な相談体制を構築しています。

設置主体/名称	主な相談者像のイメージ（例）	主な支援/対応内容（例）
都道府県 医療勤務環境改善支 援センター （勤改センター）	■ 許可申請を考えている医療機関全般 特に、 ・ 監督署に相談する前に、まずは基本的な仕 組みを知りたいと考える医療機関 ・ 監督署への相談のハードルが高く、第三者 への相談をしたいと考える医療機関 ・ 独自での取組が難しいため、訪問支援等 により、個別の継続した支援が必要な医療機関	■ 医療機関に特化した支援機関（社会保険労務士、医療経 営コンサルタント等が配置）として、以下のような支援を実施。 ・ 制度や申請手続きに関する説明、助言 等 ・ 宿日直許可に関する医療機関向けのセミナーの開催 ・ 医療機関からの照会事項を都道府県労働局監督課 へ個別照会（匿名による相談を含む。） ・ 医療機関訪問による個別支援（助言等） ・ 宿日直許可申請時の監督署への同行支援
厚生労働省 医療機関の宿日直許 可申請に関する相談 窓口 （本省相談窓口）	■ 許可申請を考えている医療機関全般 特に、 ・ 監督署に相談することに対して不安やためら いがある医療機関 ・ 監督署等に相談しているが、厚生労働省本 省の専門家にも相談してみたい医療機関	■ 医療機関の宿日直許可申請の円滑化を図るための相 談窓口として、以下のような支援を実施。 ・ 監督署に相談する際の監督署の担当者の紹介 ・ 医療機関による監督署等への相談状況を踏まえた個 別支援（助言等） ・ 地域の勤改センターと連携した個別支援
厚生労働省 労働基準監督署 （監督署）	■ 許可申請を考えている医療機関全般	・ 実際の監督署への提出書類等、申請手続きに関する 説明、助言 ・ 医療機関の許可取得に向けた申請に当たっての具体 的な取組についての助言 ・ 申請受付、許可/不許可の判断

30

必見!! 目から鱗の

細かすぎるけど、ためになる

宿日直許可のポイント



宿直は週1回しかできないが、なか6日空けなければいけないというわけではない。

各医療機関ごとに、「特殊の措置を必要としない軽度の又は短時間の業務」と「通常と同様の業務」を分類し監督官に聞かれた時に答えられるようにしておくことよ。

申請時に添付する「宿日直勤務者の賃金一覧表」には、宿日直業務に従事する常勤職員の賃金を記載すればよい。ただし、日勤勤務に従事する非常勤職員は記載する。

監督官がやってきます（実地調査）。宿直室などを見学します。医師と面談し業務の負担度合を確認し、また当直時間の過ごし方などを尋ねます。事務方にも面談がある場合あり！3時間かかった例も！

監督官は親切です。怖くありません。

医師が実際（実際にですよ）に対応している時間を業務日誌等で記録してください。

宿日直許可申請のご相談は、まず勤改センター



大阪府医療勤務環境改善支援センター

大阪府・大阪労働局委託事業：一般社団法人 大阪府私立病院協会

<https://www.ikkk-osaka.jp/> 受付時間 平日 10:00～16:00 相談無料

TEL 06-6776-1711

31



いぎサポ

いぎいぎ働く医療機関サポートWeb

[全体版 医師の働き方改革解説冊子.pdf \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp/)

医療を未来につなぐために

～マンガでわかる医師の働き方改革～



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

登場人物

若菜 健（わかば けん）
外科専門研修中。将来は小児外科医を志望。責任感が強く、時にオーバーワークをしようことがある。

宮本 良美（みやもと よしみ）
若菜の臨床研修時代の同期。現在は内科専門研修中。将来は循環器内科を志望。

元井 勝（もとゐ まさる）
若菜が担当している患者の一人で大学病院の元院長。世代間のギャップを感じつつも、若い世代と積極的に話す。

横川 学（よこかわ まなぶ）
若菜が担当している患者の一人で大学生。ゲームが得意。

成川 優子（なるかわ ゆうこ）
看護師。控えめだが、自分の意見はしっかり伝える性格。

32

**本日は、ご説明をお聞き頂きまして、
大変有難うございました。**

**今後も、更に『働き方改革』への取組
をご推進ください。**

